

株式会社ナカノヤ・人材紹介規定

【一般登録型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後の事務費用	1,000円 手数料負担者は求人者となります。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40%(または500,000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40%(または500,000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担は求人者となります。
求人への充足に向けた求人者に対する 専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40%(または500,000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担は求人者となります。

上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

【サーチ/スカウト型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後の事務費用	1,000円 手数料負担者は求人者となります。
特定の条件による特別の求職者の開拓やその他の調査・探索	着手金：100,000円(%) 活動1日あたり：50,000円(%) または活動1時間あたり5,000円(%) 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40%(または500,000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40%(または500,000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は求人者となります。

上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

【再就職支援型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金：100,000円(%) 相談・助言終了時：100,000円(%) 成功報酬：100,000円(%) 手数料は関係雇用主とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40%(または500,000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40%(または500,000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は求人者となります。

上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返金制度に関する規定

- ・採用決定者が入社日から30日以内に離職するに至った場合：紹介手数料の80％を返還
- ・採用決定者が入社日から60日以内に離職するに至った場合：紹介手数料の50％を返還
- ・採用決定者の死亡・病気など、紹介当時想定できない事態により離職した場合：貴社との話し合いで返還額を決定以上